東大阪市子どもの未来応援プラン
令和４年度事業実施状況の公表について

東大阪市子どもすこやか部子育て支援室子ども家庭課

令和４年度「子どもの未来応援プラン」の事業実施状況について

本市では、生まれ育った家庭の事情等により進学を諦めたり、学習の継続が困難になるなど、いわゆる「子どもの貧困」問題がクローズアップされている実情を踏まえ、平成３０年３月に「東大阪市子どもの未来応援プラン」を策定し、子どもたちの生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に応じた切れ目のない施策の実施や、子どものみならず、その保護者の生活や就労を応援していくことにも視点を置き、全庁的な支援体制の構築を目指してまいりました。

本計画は、「子供の貧困対策に関する大綱」にある重点的支援方針に沿ってさまざまな施策・事業を体系化し、（１）教育の支援、（２）生活の支援、（３）保護者に対する就労の支援、（４）経済的支援を柱として、子どもの貧困状況を防ぎ、健やかな成長を支援するために多分野の連携による包括的な取組を行うものです。この度、令和４年度について各事業の実施状況の主なものについて公表します。

１．計画の基本目標

基本目標	すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できるまち
基本的な姿勢	・東大阪市全体での取組へ ・今、そこにある子どもの貧困へ向き合う ・貧困の予防・世代間連鎖の解消 ・市民参加型による支援へ向けた意識の醸成
施策の基本的な方向	（１）教育の支援～まなびを応援～ ①経済的な事情等により子どもが就学や進学を諦めることがなく、すべての子どもたちに等しく教育の機会が開かれるような教育の支援 ②スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置や相談窓口の周知 （２）生活の支援～くらしを応援～ ①子ども本人はもとより、保護者を含め、家庭全体を自立に向けて包括的に支援 ②生活に困難等がある家庭の自立を支援 ③子育てに関する情報提供や養育についての相談、助言 ④相談窓口をつなぐ仕組みを構築 ⑤子どもたちが安心してのびのびと過ごすことができる居場所の設置を促進 （３）保護者に対する就労の支援 ①主にひとり親家庭や生活保護を受給している家庭を対象に、就業を軸とした自立支援 （４）経済的支援 ①主にひとり親家庭や生活保護制度を受給している家庭を対象に、子どもたちの未来が家庭の経済状況によって左右されることのないように支援

２．主な事業の実績

計画の第４章具体的な取組に掲載されている、子どもの貧困対策に関する実施事業の主な実績を紹介します。

１）教育の支援 ～まなびを応援～

①学校等での子どもへの支援

施策名	内　　容	令和３年度事業実績	令和４年度事業実績	所管課
学びのトライアル事業	生涯学習にもつながる「自ら学ぶ力」を育成することを目的に、学校図書館整備をはじめとする学びの環境づくりや家庭学習をはじめとする学習習慣づくり、そして子どもたちが積極的に学ぼうとする授業づくり等、学力向上につながるさまざまな取組を行っています。	・学力向上支援コーディネーターを中心に、組織的な取組みを継続して進めている。（先進校の実践報告及び視察） ・「東大阪市教育フォーラム」では、「１人１台端末がある環境が整った今、これからの学校教育で大切になること」及び「授業改善に向けた学びのイメージ」をテーマに講演会及び実践報告を行った。 ・小中学校に iPad を配備し、活用促進に向けた研修を実施した。 ・「標準学力調査」を実施し、児童の学習状況を把握し、授業改善につとめた。 ・検定受検料補助事業を行い、自らの漢字の力や英語の力の向上を図るため、検定を受検する児童・生徒を支援した。	・学力向上支援コーディネーターを中心に、組織的な取組みを継続して進めている。（先進校の実践報告及び視察） ・令和４年度の「東大阪市教育フォーラム」は、初めてハイブリッド開催した。「ICT を活用した各学校の取組みの充実に向けて」をテーマにした実践報告及び「何故 GIGA スクール構想なのか？～教育 DX の優良事例と今後の展望～」をテーマに文部科学省学校デジタル化プロジェクトチームリーダーの講演を行った。 ・AI ドリル「Qubena」の学校訪問研修を行った。 ・「標準学力調査」を実施し、児童の学習状況を把握し、授業改善につとめた。 ・検定受検料補助事業を行い、自らの漢字の力や英語の力の向上を図るため、検定を受検する児童・生徒を支援した。	学校教育推進室

スクールカウンセラーの配置	児童・生徒のいじめや不登校、問題行動等への対応にあたって児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置しています。	・全中学校区に府費でスクールカウンセラーを配置。 カウンセラー相談回数 児童生徒より延 1,963 回 保護者より 延 1,301 回 教員より 延 5,731 回 ・全中学校区において、定期的に開催されるいじめ・長欠・不登校対策ブロック会議にスクールカウンセラーが参画。	・全中学校区に府費でスクールカウンセラーを配置。 カウンセラー相談回数 児童生徒より延 2,195 回 保護者より延 1,505 回 教員より延 6,311 回 ・全中学校区において、定期的に開催されるいじめ・長欠・不登校対策ブロック会議にスクールカウンセラーが参画。	学校教育推進室
スクールソーシャルワーカーの配置	児童・生徒のいじめや不登校、問題行動等への対応にあたって福祉的な専門的知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置しています。	・12 小学校を拠点校にスクールソーシャルワーカーを配置。 ・園児・児童・生徒のケース会議に、スクールソーシャルワーカーを派遣。（いじめ・不登校・虐待など） ・全中学校区において、定期的に開催されるいじめ・長欠・不登校対策ブロック会議に、派遣要請に応じてスクールソーシャルワーカーが参画。 ・福祉との接続のため、関係機関と連携、同行支援等を実施。	・15 小学校を拠点校にスクールソーシャルワーカーを配置。 ・園児・児童・生徒のケース会議に、スクールソーシャルワーカーを派遣。（いじめ・不登校・虐待など） ・全中学校区において、定期的に開催されるいじめ・長欠・不登校対策ブロック会議に、派遣要請に応じてスクールソーシャルワーカーが参画。 ・福祉との接続のため、関係機関と連携、同行支援等を実施。	学校教育推進室
スクールサポーターの配置	学校園における課題の改善を図るため、その状況に応じて園児・児童・生徒への教育支援（学習補充・特別支援教育・日本語指導・クラブ指導等）を行うスクールサポーターを配置しています。	学校園における様々な課題（学習補充・特別支援・日本語指導・クラブ活動等）の改善を図るため、学校からの要望に基づき、スクールサポーターを配置し、教育支援を行った。	学校園における様々な課題（学習補充・特別支援・日本語指導・クラブ活動等）の改善を図るため、学校からの要望に基づき、スクールサポーターを配置し、教育支援を行った。	学校教育推進室
不登校総合対策事業	東大阪市内の 25 中学校区全てを重点ブロックと位	・小中学校の不登校対策担当者連絡協議会を３	・小中学校の不登校対策担当者連絡協議会を３	学校教育推進室

	置づけ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、定期的に幼小中の連携会議を実施しています。また、ブロック代表者会議で各中学校区の取組等を集約し、教育相談機能の充実、教職員の資質向上を図っています。	回実施。 ・各中学校区において、いじめ・長欠・不登校対策ブロック会議を定期的に開催。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、ブロック会議やケース会議に参画。	回実施。 ・各中学校区において、いじめ・長欠・不登校対策ブロック会議を定期的に開催。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、ブロック会議やケース会議に参画。	教育センター
教育支援センター事業	不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基礎的生活習慣の改善のための相談・指導を行うことにより、児童生徒の社会的自立をめざします。	入室児童生徒数 23 人	入室児童生徒数　24 人	教育センター
教育・発達相談事業 「相談員派遣事業」 「電話相談」	教育センターの相談員を派遣し、市立学校園における相談機能の充実を図ります。また、子どもや保護者・市民向けの電話相談窓口を設置し、子ども自身が抱える悩みや子どもの養育等の悩みに関する相談を行います。	「派遣相談」活動回数 5,193 回 「電話相談」受付件数 130 件	「派遣相談」活動回数 5,423 回 「電話相談」受付件数 185 件	教育センター
家庭文庫育成事業	地域で絵本・児童書と子どもたちを結びつけ、図書館から遠い地域でもより豊かな読書環境を整備するため図書資料の提供を行っています。	456 冊（３文庫分）の図書を購入	428 冊の図書を購入	社会教育課
留守家庭児童育成事業	労働等により昼間家庭にいない保護者を持つ児童に対し、小学校の余裕教室等を活用して児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全育成を図るための事業です。本市では、平成３０年度から公募により	入会児童数 4,110 人 （令和３年５月１日現在）	入会児童数 4,148 人 （令和４年５月１日現在）	青少年教育課

	選定された事業者が運営主体となり、市の委託を受けて学校敷地内で運営しています。 現在、本市では 50 クラブを開設しており、内 38 クラブは民間事業者、９クラブは NPO 法人、３クラブは一般社団法人が運営しています。			

②就学支援の充実

施策名	内　　容	令和３年度事業実績	令和４年度事業実績	所管課
幼稚園就園奨励費補助	幼稚園教育の振興と保護者の負担軽減を図るため、園児の世帯の市町村民税課税額に応じて補助金を交付しています。	令和元年度に幼児教育・保育無償化制度開始により、当該事業廃止	令和元年度に幼児教育・保育無償化制度開始により、当該事業廃止	施設給付課
保育料減免	保育所（園）、公立幼稚園、認定こども園及び小規模保育施設の保育料について、申請の上、市が定める条件に該当する際に減額を行っています。	39 件(児童)減免適用、817,820 円の減免を実施	46 件(児童)減免適用、501,630 円の減免を実施	施設給付課
就学援助制度	市立小・中学校に子どもを就学させることが経済的に困難な保護者に、学校の費用の一部を援助する制度です。	令和３年度 小学校支給人数 4,902 人 令和３年度 中学校支給人数 2,278 人	令和４年度 小学校支給人数　4,540 人 令和４年度 中学校支給人数　2,101 人	学事課
東大阪市立障害児者支援センター レピラ	発達の遅れや、心身に障害のある子どもについての総合的な支援をする施設です。診療、療育、訓練等を行い、子どもの発達や障害に関する相談を行っています。	受付件数　467 件 相談延べ件数 2,846 件 就学前の相談が 53%であった。	受付件数　385 件 相談延べ件数 2,787 件	子ども家庭課

③大学等進学に対する教育機会の提供

施策名	内　　容	令和３年度事業実績	令和４年度事業実績	所管課
東大阪市奨学金制度	経済的な理由で就学が困難な方に対して、選考の上、無利子で奨学金をお貸しする制度です。卒業後には、返還の義務が生じます。	令和３年度奨学金 新規 私立高校 26 名、公立高校１名、私立大学３名 継続 私立高校 27 名、公立高校９名、私立大学 25 名 令和３年度入学準備金 私立高校 13 名、大学 10 名	１．奨学金 新規 私立高校 22 名、公立高校３名、私立大学４名 継続 私立高校 30 名、公立高校２名、私立大学 18 名 ２．入学準備金 私立高校 10 名、大学３名	学事課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方等を対象として、修学資金・就学支度資金等を貸付する制度です。 ※貸付金には、有利子・無利子のものがあります。	新規貸付　３件 1,238,000 円 （戻入 450,000 円含む） 継続貸付　５件 2,318,600 円	新規貸付　０件 継続貸付　３件 1,136,000 円	子ども家庭課

④生活困窮世帯への学習支援

施策名	内　　容	令和３年度事業実績	令和４年度事業実績	所管課
生活困窮者自立支援事業（学習等支援事業）	生活保護世帯や生活困窮世帯等の子どもたちの健やかな育成を推進するため、学習支援や子どもへの居場所の提供等の取組により、貧困の連鎖の防止に繋げることを目的とし、中学生を対象に事業を実施しています。	令和３年度は新型コロナの影響もあったが、７月より事業をスタートした。毎週火曜日または木曜日に本庁もしくはユトリートにて、中学生を対象に実施しており、参加人数は 22 名、開催回数は 40 回延べ 286 名であった。	令和４年度は５月より事業をスタート。 毎週火曜日または木曜日に本庁もしくはユトリートにて、中学生を対象に実施しており、参加人数は 24 名、開催回数は 50 回、延べ 373 名。	生活支援課

⑤その他の教育支援

施策名	内　　容	令和３年度事業実績	令和４年度事業実績	所管課
早寝・早起き・朝ごはん運動	市内在住の未就学児や小中高生の生活リズムを整え、健康増進を図ることを目的に、家庭教育手帳や啓発ポスタ	・家庭教育手帳を 3,500 部作成し、新１年生保護者と学校、関係機関・団体等に配布。 ・市立小・中学生を対象	・家庭教育手帳を 3,900 部作成し、新１年生保護者と学校、関係機関・団体等に配布。また家庭教育だよりとして手帳の内容	青少年教育課

	ーの作成、配布等に取り組んでいます。	に「早寝・早起き・朝ごはん」ポスターコンクールを実施し、最優秀賞に選ばれた作品を啓発ポスターとして作成し、学校や関係機関等に配布。 ・「東大阪市家庭教育支援に係る検討会議」において、家庭教育支援のあり方について、教育委員会全体で継続的に検討。	をSNSで紹介する取り組みを行った。 ・市立小・中学生を対象に「早寝・早起き・朝ごはん」ポスターコンクールを実施し、最優秀賞に選ばれた作品を啓発ポスターとして作成し、学校や関係機関等に配布。 ・「東大阪市家庭教育支援に係る検討会議」を設置し、家庭教育支援のあり方について、教育委員会全体で継続的に検討・議論を行っている。（令和４年度会議開催２回）	
ブックスタート事業	各保健センターで実施する乳幼児（4か月）健診の際に、全世帯に絵本を配布し、1人1人に読み聞かせを実施し、親子が絵本を介しお互いの肌の温もりを感じながら、楽しいひとときを共有し、親子がふれあう「親と子の本の時間」を応援しています。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、読み聞かせは全て中止となり、絵本の配布のみを行った。 絵本配布冊数　2,981冊	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、絵本の配布のみ行っていたが、令和5年2月より読み聞かせを希望された保護者に対して活動を再開した。 絵本配布冊数　2,992冊	社会教育課
キャリア教育推進事業	子どもたちが地元を大切に思う心「地尊感情」を育むキャリア教育の推進を目的に以下の事業を実施しています。 ①キャリア教育プログラムの充実 ②教職員向け『キャリア教育研修』の実施 ③経済部と連携してモノづくり体験教室の推進	・中学校区においてキャリア教育の年間計画を策定し、計画に基づいた取組みを実施。 ・令和２年度より、市教委内プロジェクトチームにより作成したキャリアパスポートをもとに各学校で作成したキャリアパスポートの運用を開始。 ・教職員への「キャリア教育研修フィールドワーク」を実施。	・中学校区においてキャリア教育の年間計画を策定し、計画に基づいた取組みを実施。 ・教職員への「キャリア教育研修フィールドワーク」を実施。 ・小学校を対象にモノづくり体験教室等のキャリア教育を実施。（モノづくり体験教室参加児童数34校4,068人）	学校教育推進室

		・小学校を対象にモノづくり体験教室等のキャリア教育を実施。（モノづくり体験教室参加児童数 29 校 4,105 人）		
インターンシップ体験活動	市立高校の生徒が自己の職業適性や将来設計について考え、確かな職業観、勤労観の育成のため、庁内及び関係施設において職場体験を行っています。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和３年度は実施せず	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和４年度は実施せず	学校教育推進室
小中学校における体験学習（職場体験等）	【小学校】 小学校では、商業に結びつくキッズマートや米作り等の体験学習・ものづくり体験や工場の社会見学・職業人への聞き取り学習に取り組んでいます。 【中学校】 中学校では職業調べ、キャリアデイとして職業人の話を聞く学習・「職場体験学習」等を行っています。	小学校では、ものづくり等の体験学習や社会見学、聞き取り学習等を実施。 中学校では、202 事業所で 650 人に対して職場体験学習を実施。	・小学校では、ものづくり等の体験学習や社会見学、聞き取り学習等を実施。 ・全市立中学校及び義務教育学校（後期課程）において職場体験学習を実施する予定だったが、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、25 校中 15 校の実施となった。残りの 10 校では、職業講話やまち工場体感ツアー、職業体験講座等を実施。	学校教育推進室

2）生活の支援 ～くらしを応援～

①保護者の生活支援

施策名	内　　容	令和３年度事業実績	令和４年度事業実績	所管課
生活保護制度	病気になったり、職を失ったり、その他さまざまな事情で生活が苦しくなり、努力してもなお、生活ができないときに、世帯の生活を援助し、自立した生活を送れるように支援するための制度です。各	生活保護実績世帯 総数：13,477 世帯 高齢世帯:7,641 母子世帯:674 障害者世帯:1,664 傷病者:1,458 その他世帯 2,040	生活保護実績世帯 総数：13,295 世帯 高齢世帯:7,515 母子世帯:644 障害者世帯:1,645 傷病者:1,394 その他世帯 2,097	生活福祉課 各福祉事務所

	福祉事務所にて相談支援を行っています。			
生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立支援法に基づき、相談窓口を設置しています。生活に困っている方に対し、相談を受けて支援プランを共に考え、就労支援や家計の見直し、債務整理等、自立に向けた支援をすることで生活再建をすすめていくものです。個別の事情に対し、他機関と連携する場合もあります。	直営と委託にて事業を運営しており、直営では法に基づく相談や関係機関との連携を行って対応しています。委託部分では、住居確保給付金窓口や就労準備支援、家計相談、一時生活支援等を行っており、令和３年度の総相談件数は約3,219件で、相談業務として着実に実施できています。	年間相談件数：1,903件	生活支援課
育児支援すくすく事業	適切な保育を必要としている親子等に保育所（園）を開放し、保育所（園）児との交流を通じて、保護者に対して育児の仕方等について相談助言等を行っています。	コロナウイルス感染状況の改善を受け、保育所の地域活動事業が全面再開となり、11月より順次再開した。公立13園・民間11園で実施。しかしながら、１月急激な感染拡大となり、急遽全面休止となった。 各園平均実施回数は、３回程度だったが、参加の親子にとって、遊びや交流の場となりつつあり、残念に思う声が聞かれた。	前期については、単体の子育て支援センター及び福祉事務所プレイルームを活用し、実施した。 後期については、自園での実施が可能となり、通常通りの実施となった。	施設給付課 保育課
地域子育て応援団事業	事業者等に協力会員になっていただき、「地域子育て応援団」として子育てサポーターへつなぐなど、地域全体でサポートする仕組みづくりを行っています。また、子育て情報をウェブサイトや冊子、メールマガジン等によって提供し、地域	子育てマップ、リーフレット（子育て支援センター・つどいの広場） 各5,000 部作成・配布 令和３年度アプリダウンロード件数：1,246 件 令和３年度出産記念品配布件数：2,967 セット	子育てマップ　5,000部 子育て支援センターリーフレット　6,200部 つどいの広場リーフレット6,500部 子育て応援団のぼり10本 卓上のぼり　100本 ※各事業所にて配布 令和４年度アプリダウンロード件数：1,299件	施設給付課

	の子育てを支援しています。		令和４年度出産記念品配布件数：2,913 セット	
保育所地域活動事業	保育所（園）において、園庭開放（赤ちゃん教室、土曜自由来所も含む）等で親子で遊ぶ場を設定したり、育児不安を持つ保護者等に対し情報の提供や育児相談等をすることで子育て支援を行っています。	令和２年度に引き続き、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、事業再開のタイミングを待つ状況だった。一時期全面再開となるも急速な感染拡大により、全面休止で年度を終えた。	予約制（人数制限）での実施。長期にわたる休止後の再開において、利用者への周知が一番の課題となった。公園等、親子の集まる場所へのお出かけを強化し、周知をしていった。１年をかけ、徐々に回復しつつある。	施設給付課 保育課
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	【ショートステイ】 保護者が出産・疾病・看護、事故及び災害等の理由により一時的に家庭において養育できない場合に、７日以内の範囲で子どもを預かり養育を行っています。 【トワイライトステイ】 保護者が仕事のため帰宅が夜間になる場合や、休日に不在となる場合等に、夕刻から夜までの間、子どもを預かり養育を行っています。	実施施設 児童養護施設５施設、乳児院１施設 利用実績 ショートステイ 延 48 人、延 113 日 トワイライトステイ 0 人、0 日	実施施設 児童養護施設５施設、乳児院１施設 利用実績 ショートステイ 延 30 人、225 日 トワイライトステイ 0 人、0 日	子ども相談課 地域支援課
子育てサークルへの支援	子育てに不安を持つ保護者に対し、子育てのアドバイスや相談に応じるとともに、個々の親子をつなげ、子育てサークルとしての活動へ導くため、子育てのつどいを開催しています。また既に活動して	コロナ禍において、子育て支援センターや保育所・こども園を活動拠点とする子育てサークルについては、施設の利用ができない状況にあり、活動休止となった。外部施設を活動拠点とする子育てサークルは、８箇所あった。	子育て支援センターや保育所・こども園を活動拠点とする子育てサークルに場所・備品の提供やスタッフの派遣をいている。 年度始めサークル登録時に、記念品を配布。サークル活動に活用できるものを	施設給付課 社会福祉協議会 保育課 母子保健・感染症課 保健センター

	いるサークルに対して、保育士、保健師の派遣、遊具や活動する部屋の貸出等を行い、サークル作りや運営のアドバイスをしています。	年度始めサークル登録時に、記念品を配布。サークル活動に活用できるものを配布することで子育て中の保護者の支援をする。	配布することで子育て中の保護者の支援をする。 登録数 13 件	
地域子育て支援拠点事業	【地域子育て支援センター事業】 地域全体で子育てを支援する基盤づくりのため、子育て支援センターを中心に子育て相談、子育てサークルの育成支援等地域の子育て家庭への支援を行っています。 【つどいの広場事業】 主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽につどい、打ち解けた雰囲気の中で交流し、育児相談等ができる場を提供しています。	子育て支援センター 子ども 16,809 人 保護者 15,576 人 つどいの広場 子ども 26,584 人 保護者 23,194 人	子育て支援センター 子ども 26,302 人 保護者 22,948 人 つどいの広場 子ども 27,816 人 保護者 24,275 人	施設給付課 保育課

②子どもの生活支援

施策名	内　　容	令和３年度事業実績	令和４年度事業実績	所管課
ひきこもり等子ども・若者支援事業	来所による相談等により、ひきこもり状態から脱出できるように支援を行うもので、社会復帰へとつなげることを目的としています。	ひきこもり支援について、令和２年度に相談窓口の一元化を行い、令和３年度には対象者の年齢制限をなくした専門相談の事業委託をスタートさせた。 専門相談「くるみ東大阪」の相談件数（延べ） 2,685 件、実相談人数 170 人	ひきこもり支援事業において、専門的な支援として、電話相談や来所相談、訪問や同行支援、セミナーなどを実施し、複合的な課題を抱える相談に対しては、各支援機関との連携に努めた。 専門相談「くるみ東大阪」の総支援件数（延べ） 令和４年度 2,583 件	生活支援課

③関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

施策名	内　　容	令和３年度事業実績	令和４年度事業実績	所管課
小地域ネットワーク事業	地域の高齢者、障害者（児）、及び子育て家庭等支援を必要とする人が安心して生活できるように、地域住民による「支え合い」「助け合い」活動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めています。	子育て中の親に対する個別援助活動　延 7,843 回 グループ援助活動（子育てサロン）の参加者 延 920 人	子育て中の親に対する個別援助活動　延 7,425 回 グループ援助活動（子育てサロン）の参加者 延 294 人	地域福祉課
地域における相談機能の充実	地域における民生委員・児童委員、主任児童委員、母子福祉推進委員が、ひとり親家庭の抱えている悩みについて相談に応じ、各種サービスの紹介等関係機関と連携して見守っています。 【コミュニティソーシャルワーカー】 高齢者や障害者、子育て中の方等の暮らしの中の困りごとや悩みごとに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎ等をするなど、課題を解決するための支援を行っています。	・民生委員・児童委員による相談支援件数 17,381 件 ・コミュニティソーシャルワーカー 相談人数 1,115 人 相談内容による分類 53,079 件 うち、子育て・子どもの教育に関すること 1,491 件 ・母子福祉推進委員による相談件数　延べ 32 件	・民生委員・児童委員による相談支援件数 令和４年度 16,972 件 ・コミュニティソーシャルワーカー 相談人数　1,046 人 相談内容による分類 53,920 件 うち、子育て・子どもの教育に関すること 2,104 件 ・母子福祉推進委員 相談件数　88 件	生活支援課 子ども家庭課
母子・父子自立支援員による相談活動	各福祉事務所に配属された母子・父子自立支援員が、母子父子寡婦福祉資金の貸付等の手続き業務をはじめ、住宅や生活、子育ての問題、就業相談・支援、	相談件数　582 件	相談件数　566 件	子ども家庭課 福祉事務所

	離婚・離婚前相談等、ひとり親家庭に対して自立に必要な情報提供や相談にあたっています。			
地域や関係機関、団体との連携した取組の推進（愛ガード運動推進事業）	地域で子どもを守る活動と防犯教室をすすめています。また、学校園、少年サポートセンター、子ども家庭センター、警察が情報交換と連携を図っています。	・愛ガード運動については、51 小学校区で実施。 ・令和３年度愛ガード運動協力員登録者数 12,363 名（令和４年３月末現在）	・地域・家庭・学校が協力して子どもたちの登下校時の見守りや見回り活動、交通安全等の活動を実施。 ・令和４年度愛ガード運動協力員登録者数 11,993 名（令和５年３月末現在）	学校教育推進室
コミュニティソーシャルワーカーの配置	高齢者や障害者、子育て中の方等の暮らしの中の困りごとや悩みごとに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎ等をするなど、課題を解決するための支援を行っています。	・コミュニティソーシャルワーカー 相談人数 1,115 人 相談内容による分類 53,079 件 うち、子育て・子どもの教育に関すること 1,491 件	・コミュニティソーシャルワーカー 相談人数　1,046 人 相談内容による分類 53,920 件 うち、子育て・子どもの教育に関すること 2,104 件	地域福祉課
児童虐待防止事業（東大阪市要保護児童対策地域協議会）	要保護児童対策地域協議会の運営や、啓発活動として子育て講演会、研修会等に取り組む一方、3 地域（東・中・西）会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組んでいます。毎年 11 月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施しています。	代表者会議　１回 調整会議　年４回 地区会議　各地区　各年３回 実務者会議　各地区　各月１～２ 回（年 45 回） 事例検討会　年２回 個別ケース検討会議　353 件 11 月子ども虐待防止月間キャンペーン	代表者会議　１回 調整会議　年４回 地区会議　各地区　各年３回 実務者会議　各地区　各月１～２回（年 45 回） 事例検討会　年２回 個別ケース検討会議 延 275 回　延 456 人 11 月子ども虐待防止月間キャンペーン	子ども相談課 地域支援課

④妊娠期から切れ目のない支援

施策名	内　　容	令和３年度事業実績	令和４年度事業実績	所管課
保健師家庭訪問事業	主に妊娠時、新生児、乳幼児期に住所地を担当する保健師が家庭に訪問して、心身の状況、育児等について相談に応じ、情報提供や支援を行うとともに必要な機関へのつなぎを行っています。	妊産婦　実 1,066 人 延 1,441 人 新生児　実 337 人 延 396 人 未熟児　実 215 人 延 259 人 乳児　実 620 人 延 999 人 幼児　実 516 人 延 928 人	妊産婦　実 1,135 人 延 1,515 人 新生児　実 306 人 延 372 人 未熟児　実 214 人 延 269 人 乳児　実 739 人 延 1117 人 幼児　実 602 人 延 1013 人	母子保健・感染症課保健センター
妊婦健康診査・妊婦歯科健診・産婦健診	妊娠期には、健康で安全な出産を迎えるための母体管理をするために産科医療機関での定期的な受診が必要です。また、産後は心身ともに健康で育児を行うためにも産後健診（平成 31 年 1 月より産婦健康診査に変更）を全産婦に受けていただくことが重要であり、経済的な負担を軽減するために補助を行っています。	妊婦前期券　2,952 件 妊婦中期券　3,035 件 妊婦後期券　2,568 件 妊婦基本券　延 27,592 件 妊婦補助券　26,037 件 多胎券　36 件 産婦①2,435 件　②1,695 件 妊婦歯科　953 件	妊婦前期券　3,036 件 妊婦中期券　2,948 件 妊婦後期券　2,577 件 妊婦基本券　延　27,253 件 妊婦補助券　26,873 件 多胎券　64 件 産婦①2,279 件　②1,568 件 妊婦歯科　1,000 件	母子保健・感染症課保健センター
乳児一般・後期健康診査	生後 1 か月頃と生後 10 か月頃の成長や発達が著しい時期に、それらや育児の状況を確認するため、乳児一般・後期健康診査を委託医療機関で無料で実施します。継続的に発達・発育・育児の様子観察が必要な家庭については、委託医療機関からの連絡を受け、保健センターでの支援を行っています。	乳児一般　2,712 件 乳児後期　2,697 件 新生児聴覚検査　2,651 件	乳児一般　2,591 件 乳児後期　2,731 件 新生児聴覚検査　2,597 件	母子保健・感染症課保健センター

乳幼児家庭全戸訪問事業	生後４か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供や助言を行うとともに、養育困難な家庭に対しては、早期に適切なサービスに結びつけるように支援しています。	訪問数　2,911 件	訪問数　2,987 件	母子保健・感染症課 保健センター
乳幼児（4 か月・1 歳半・3 歳半）健康診査	乳幼児の月齢に応じた発育・発達状況について、体重・身長の計測、医師・歯科医師の診察、保健師、栄養士、心理職等の専門家による育児相談を行っています。特に母子を取り巻く育児環境は社会情勢に影響を受けるため、必要に応じて個別支援を健診後も継続して丁寧に対応しています。	健診において、乳幼児の心身の発達状況をより、詳細に把握するために、27 年度に乳幼児健診の問診票を改訂した。健診後に発達支援が必要な母子については、引き続き、適切な教室やサービスに繋げたり、他機関との連携を図っている。	４か月児健診　84 回 受診児数　2,939 人 １歳６か月児健診　72 回 受診児数　3,050 人 ３歳６か月児健診　73 回 受診児数　3,256 人	母子保健・感染症課 保健センター
児童虐待発生予防システム構築事業	1 歳 6 か月児健診及び 3 歳 6 か月児健診の未受診家庭を民生委員・児童委員が家庭訪問して、健診の受診をすすめ、必要な養育支援につなげています。	健診未受診家庭へ勧奨し、保健・子育て支援・福祉サービス等に関する情報を提供できた。 訪問依頼件数 １歳６か月健診未受診　５件 ３歳６か月健診未受診　３件	健診未受診家庭へ勧奨し、保健・子育て支援・福祉サービス等に関する情報を提供できた。 訪問依頼件数 １歳６か月健診未受診　10 件 ３歳６か月健診未受診　４件	地域支援課 母子保健・感染症課 保健センター
子育て支援電話相談事業	子育てについての不安や悩み・18 歳未満の子どもに関する相談に、休日・夜間を問わず 24 時間・365 日相談員が電話で応じています（必要に応じ東大阪市内の関係機関をご案内します）。	児童養護施設に事業委託 延相談件数　398 件	令和４年度は委託事業者の変更に伴い、年度途中の７月からの実施となり、件数が減少している。しかし、子育てに悩む保護者には時間を問わず相談ができるため、よりどころとなっている。	子ども相談課

養育支援訪問事業	本来児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、家庭訪問を実施することにより、当該家庭が安定した乳幼児の養育を行えるように支援する。	支援家庭　18 世帯 延訪問回数　64 回	支援家庭　16 世帯 延訪問回数　68 回	子ども相談課 地域支援課 母子保健・感染症課 保健センター
ティーンズママの会	10 代で妊娠・出産した母親を対象にして、親子が集う会を設けています。仲間と一緒に季節ごとのイベントを行ったり、調理実習等を通して食生活を見直す機会や、子どもへの手作りのおもちゃを作ったりしています。母親にとって、会が居心地のよい場となり、子育てに関する知識や方法を身につけることができるように、保健師や助産師、保育士がさまざまな相談やアドバイスを行っています。	２ヶ所　12 回 実 14 組　延 35 組 本来２ヶ所・24 回の開催であるが、新型コロナウイルス感染症拡大時は教室を中止したため、開催回数が減った。	２ヶ所　24 回 実 19 組　延 73 組	母子保健・感染症課 保健センター

⑤住宅の支援

施策名	内　　容	令和３年度事業実績	令和４年度事業実績	所管課
市営住宅整備事業	東大阪市公営住宅等長寿命化計画に基づき老朽市営住宅の建替えを行い、若年者世帯を含む住宅に困窮している低額所得世帯への良質な住宅を供給しています。また、若年者世帯への生活支援を目的とし、「ともに 35 歳以	若年者世帯への生活支援を目的とし、「ともに 35 歳以下の夫婦」、「ともに 35 歳以下の夫婦と子」又は「非婚を含む 35 歳以下のひとり親と子」で構成される世帯を対象に入居から 10 年間の期限付き入居を募集した。 令和３年度　５戸募集	若年者世帯への生活支援を目的とし、「ともに 35 歳以下の夫婦」、「ともに 35 歳以下の夫婦と子」又は「非婚を含む 35 歳以下のひとり親と子」で構成される世帯を対象に入居から 10 年間の期限付き入居を募集した。 令和４年度　９戸募集	総務管理課

	下の夫婦」、「ともに35歳以下の夫婦と子」又は「非婚を含む35歳以下のひとり親と子」で構成される世帯を対象に入居から10年間の期限付き入居を募集しています。			
住宅確保給付金制度（生活困窮者自立支援制度）	離職した方等について家賃の支払いに困り、住居を失った方、または失うおそれのある方を対象に、一定期間、住居確保給付金（限度あり）を支給し、生活の土台となる住居を確保するとともに就職に向けた支援を行っています。 ※給付要件あり。	年間利用実件数：336 件	給付実績：255 件	生活支援課

⑥相談機能の充実

施策名	内　　容	令和３年度事業実績	令和４年度事業実績	所管課
すこやかテレホン事業	東大阪市青少年補導センター内にて、すこやかテレホン相談員（市少年補導員）が交代で電話対応しています。来所相談や、メールでの相談も受付けています。	相談件数　29 件 実相談人数　27 人	相談件数　27 件 実相談人数　24 人	青少年教育課
児童家庭相談事業	市の児童虐待に係る通告窓口であり、要保護児童対策地域協議会の調整機関である各福祉事務所で、0 歳から 18 歳までの児童及び家庭に関する相談全般に応じ、適切な窓口の紹介や継続的な相談・支援を行っています。	相談件数は 4,260 件 虐待相談が 1,643 件で最も多く、次いで言語発達障害が 325 件	相談件数は 4,386 件 虐待相談が 1,457 件で最も多く、次いで言語発達障害が 387 件	子ども相談課 地域支援課

教育・発達相談事業「来所相談」	子どもとその保護者に対し、子どもの養育や教育、発達に関する相談を行います。	相談実施回数　3,540 回	相談実施回数　3,776 回	教育センター
東大阪市立男女共同参画センター・イコーラム（相談事業）	男女共同参画社会を目指し、さまざまな悩みについて、女性のための相談（電話、心理面接、法律、労働、多言語）、男性のための相談（電話）を実施しています。	女性のための相談件数 2,280 件 ・電話相談 1,742 件（うち夜間相談３件） ※令和３年７月開始 ・面接相談 538 件 男性のための相談（電話）件数 82 件	女性のための相談件数 2,411 件 ・電話相談 1,846 件（うち夜間相談 7 件） ・面接相談　565 件 男性のための相談（電話）件数　　72 件	多文化共生・男女共同参画課
ＤＶ対策事業	ＤＶに関する専門相談を通じて、ＤＶ被害者を支援しています。	年間延べ件数 1,127 件、実相談人数 396 人の DV 等に関する相談を受け支援した。	年間延べ件数 1,048 件、実相談人数 384 人の DV 等に関する相談を受け支援した。	多文化共生・男女共同参画課

⑦子どもの居場所づくり（居場所づくりによる支援）

施策名	内　　容	令和３年度事業実績	令和４年度事業実績	所管課
子どもの居場所づくり支援事業	子どもの居場所づくりを実施する地域のボランティアやＮＰＯ、事業所等と協働し、意見交換や情報共有を行うネットワークを構築します。また、子どもたちの発想や思いが大切にされるような居場所づくりの支援を行います。	①東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業 地域の社会福祉施設に協力をいただき、施設内において小学生を対象とした、子どもたちの学習習慣の定着や学習意欲の向上を目指した居場所づくりを平成 30 年 10 月より市内 10 施設にて実施し、令和３年度当初は令和２年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で市内 10 ヵ所のうち５ヵ所のみでの実施となったが令和４年３月に１ヵ所再開でき、６ヵ所となった。 令和３年度延べ利用人数 852 人 ②東大阪市食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業	①東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業 地域の社会福祉施設に協力をいただき、施設内において小学生を対象とした、子どもたちの学習習慣の定着や学習意欲の向上を目指した居場所づくりを平成 30 年 10 月より市内 10 施設にて実施し、令和４年度当初は令和３年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で市内 10 ヵ所のうち６ヵ所のみでの実施となったが令和４年 11 月に１ヵ所新規開設ができ、７ヵ所となった。 令和４年度延べ利用人数 1,369 人	子ども家庭課

		市内で子ども食堂を実施・運営する団体に対して、子ども食堂の運営に要する経費の一部を補助金として交付。補助金の交付にあたっては、検便代や行事保険等の安全・安心のための経費を優先的な使途とし、残余はその他経費に充当可能なもの。補助額は、調理を伴う場合は１開催当たり 7,000 円を、調理を伴わない場合は 3,000 円を補助。 令和３年度は、12 団体（うち 3 団体は新規）に補助を行ったが新型コロナウイルス感染症の影響により子ども食堂を中止する団体もあった。 令和３年度延べ利用人数 2,573 人	②東大阪市食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業 市内で子ども食堂を実施・運営する団体に対して、子ども食堂の運営に要する経費の一部を補助金として交付。補助金の交付にあたっては、検便代や行事保険等の安全・安心のための経費を優先的な使途とし、残余はその他経費に充当可能なもの。補助額は、調理を伴う場合は１開催当たり 7,000 円を、調理を伴わない場合は 3,000 円を補助。 令和４年度は、16 団体（うち５団体は新規）に補助を行ったが新型コロナウイルス感染症の影響により子ども食堂を中止する団体もあった。	

3）保護者に対する就労の支援 ～家族の応援～

①保護者に対する就労の支援

施策名	内　　容	令和３年度事業実績	令和４年度事業実績	所管課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の親を対象に就業支援講習会や就業相談、法律相談等を実施しています。	就業相談　63 人 就業支援講習会 パソコン初級（ワード・エクセル試験対策）講座、介護職員初任者研修、実務者研修、登録販売者試験対策講座など 12 講座 39 人受講 法律相談　58 人	就業相談　62 人 就業支援講習会 パソコン初級（ワード・エクセル試験対策）講座、介護職員初任者研修、実務者研修、登録販売者試験対策講座など 12 講座 34 人受講 法律相談　53 人	子ども家庭課
母子・父子家庭自立支援給付金事業	【自立支援教育訓練給付金】 母子家庭の母や父子家庭の父が教育訓練講座を受講した場合に当該	・自立支援教育訓練給付金 21 件 1,255,605 円 ・高等職業訓練促進給付金 33 件 41,079,500 円 ・高等職業訓練修了支援給	・自立支援教育訓練給付金 ６件　307,530 円 ・高等職業訓練促進給付金 30 件　38,862,000 円	子ども家庭課

	母子家庭の母や父子家庭の父に対し経費の一部を支給しています。 【高等職業訓練促進給付金】 母子家庭の母や父子家庭の父が就職の促進に効果の高い資格の取得を目指すために養成機関で修業する場合に、一定期間高等職業訓練促進給付金を支給しています。	付金 14 件 550,000 円	・高等職業訓練修了支援給付金 ７件　350,000 円	
母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立を促進するために、個々の児童扶養手当受給者の状況等に対応した自立支援プログラムを母子・父子自立支援員が策定し、母子家庭等就業・自立センター事業等の活用やハローワーク等の関係機関との連携を図りながら、きめ細かで継続的な自立・就労支援を実施しています。	プログラム策定件数　７件	プログラム策定件数　５件	子ども家庭課
地域就労支援事業	障害者、ひとり親家庭の親、中高年齢者等で、就労意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱えているため就労できない就労困難者等に対して就労支援を行っています。	新規相談者数　13 名 相談件数　144 件 就職者数　６名	新規相談者数　22 名 相談件数　180 件 就職者数　６名	労働雇用政策室
就活ファクトリー東大阪の運営	39 歳以下の若者と女性（女性は年齢制限無し）を対象に、相談及びキャリアカウンセリング業務と各種セミナー及び企業・人材交流	新規登録者数　480 名 相談件数　868 件 就職者数　312 名 セミナー回数　209 回 セミナー参加者数 770 名	新規登録者数　873 名 相談件数　1,204 件 就職者数　406 名 セミナー回数　208 回 セミナー参加者数 1,629 名	労働雇用政策室

	業務を実施しています。			

4）経済的支援

①経済的支援

施策名	内　　容	令和３年度事業実績	令和４年度事業実績	所管課
母子福祉資金、父子福祉資金の貸付	20 才未満の子どもを養育している母子家庭、父子家庭への貸付制度です。 （貸付の種類）修学資金、就学支度資金、技能習得資金、生活資金など。	新規貸付　３件 1,238,000 円 （戻入 450,000 円含む） 継続貸付　５件 2,318,600 円	新規貸付　０件 継続貸付　３件 1,136,000 円	子ども家庭課 福祉事務所
子ども医療費助成事業	子どもが医療機関等で受診したときに支払う保険診療にかかる自己負担額の一部と入院時の食事代の自己負担額を助成しています。	医療費：635,118 件 食事代：3,608 件	医療費：779,126 件 食事代：3,985 件	医療助成課
ひとり親家庭医療費助成事業	児童扶養手当、遺族年金等を受けている、もしくはそれに準ずる基準を満たすひとり親（父、母または養育者とその子）の方が、医療機関等で受診したときに支払う保険診療にかかる自己負担額の一部を助成しています。	120,963 件	124,992 件	医療助成課
児童手当事業	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的とし、児童を養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している方に児童手当を支給する制度です。支給期間は児童が	年度末受給者数　32,524 人	年度末受給者数　30,881 人	国民年金課

	中学校修了前（15 歳到達後最初の年度末）までです。			
児童扶養手当事業	ひとり親家庭（父または母が政令で定める程度の障害の状態にある場合等も含む）の父母、または父母に代わってその児童を養育している方に児童扶養手当を支給する制度です。支給期間は児童が 18 歳に達した日以後の最初の 3 月末まであるいは、政令に定める程度の障害がある場合は 20 歳未満までです。 ※所得制限あり。	年度末受給者数　4,389 人	年度末受給者数　4,125 人	国民年金課